

卒業後の支援機関について

☆学校を卒業後、支援してくれる機関があるのか不安に感じている方が多いのではないのでしょうか？今号では、Q&A形式で卒業後の支援機関について紹介します。

Q 1 卒業した後、支援してくれる機関はありますか？

一般の事業所に就職する場合の支援機関

障害者就業・生活支援センター

- 一般企業で働きたい障がいのある方や、企業への相談・支援を行っています。なお、同センターは無料で利用することができます。
 - 青森県内を6つの地域に分けて、6カ所に設置されています
- ※登録が必要となります。

福祉サービスを利用する場合の支援機関

相談支援事業所

- 障がいのある方やご家族の様々な困り事や悩み事をお聞きし、解決方法を一緒に探す所です。
 - 県内各地にあります。
- ※就労継続支援 A 型事業所、B 型事業所、就労移行支援事業所、グループホーム等の福祉サービスを利用する場合は利用前に契約することになります。

Q 2 「障害者就業・生活支援センター」や「相談支援事業所」の具体的な支援内容って？

障害者就業・生活支援センター

【職業面での支援】

- 仕事に関する相談支援
⇒本人との相談を通して、一人一人に必要な支援を考えます。
- 就職に向けた準備支援
⇒職業準備訓練、職場実習の斡旋
- 職場定着に向けた支援
⇒就職後、職場訪問や支援により、安心して働けるように応援します。

※仕事の斡旋（紹介）は行っていません。
仕事の紹介はハローワークが行います。

【生活面での支援】

- 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

相談支援事業所

【福祉サービス利用時の支援】

- 福祉サービス（就労継続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所、就労移行支援事業所）を利用するためのサービス等利用計画を作成するなど、サービス利用に繋げる支援を行います。

【その他の支援】

- 障がいのある方や家族の日常の悩み・困り事等様々な相談に応じ、その相談内容に対する情報共有や助言を行います。

Q 3 「障害者就業・生活支援センター」や「相談支援事業所」はいつ登録、契約するの？

障害者就業・生活支援センター

- 対象は、一般就労を希望する3学年の生徒になります。
- 障害者就業・生活支援センターへの登録は、まず夏休み以降に**仮登録**を行うことになります。就労先が決まり、内定をいただいたら、**本登録**を行います。就職と同時に利用開始できるように、例年3月頃に本登録を行っています。
- 登録は就労をする場所にある支援センターで登録することになります。

東青地区

⇒青森障害者就業・生活支援センターすこやか

三八地区

⇒障害者就業・生活支援センターみなと

津軽地区

⇒津軽障害者就業・生活支援センター

上北地区

⇒障害者就業・生活支援センターみさわ

西北地区

⇒障害者就業・生活支援センター月見野

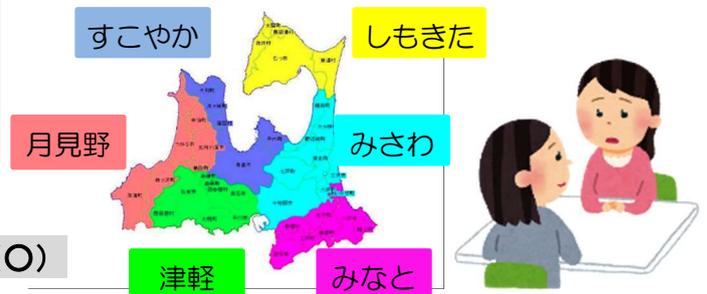
下北地区

⇒障がい者就業・生活支援センターしもきた

相談支援事業所

- 対象は、福祉サービス利用を希望する3学年の生徒になります。すでに福祉サービスを利用して、相談支援事業所と契約している人は改めて契約する必要はありません。
- 福祉サービス（就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、就労移行支援事業所等）の利用を進めていくことが決まり次第、相談支援事業所と契約していくことになります。時期的には後期の実習前後あたりになります。
- 県内各地に相談支援事業所があるので、居住地の近くにある相談支援事業所から探していくことになります。

※利用するまでの流れは、別号でお知らせします。



Q 4 就職先と生活場所によって契約する（○）しない（×）はありますか？

就職先と生活場所	障害者就業・生活支援センターとの契約	相談支援事業所との契約
一般事業所、自宅	○	×
一般事業所、グループホーム	○	○
就労継続支援A型（生活場所関係なし）	△（状況に応じて）	○
就労継続支援B型（生活場所関係なし）	×	○
就労移行支援事業所	△（状況に応じて）	○

毎年7月の保護者懇談会の日に行われる3学年職業ガイダンスでは、実際に各地区の**障害者就業・生活支援センター**の職員、青森市内の**相談支援事業所**（1カ所）の職員の方が講師として来校し、地区毎に分かれて障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所について支援内容等を説明していただいております。2学年は来年度対象になります。卒業後支援していただくことになる、支援機関のお話を聞く大変大事なガイダンスになりますので参加くださるようお願いいたします。